

東北文教大学

改善報告書

令和6年7月31日

1. 大学名：東北文教大学

2. 認証評価実施年度：令和5年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学校教育法第93条第2項第3号に基づき、学則第7条第2項第3号に「前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」と規定しているが、その具体的事項を学長が定め、周知していないため、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

この度の指摘を受け、教授会に関する規定のある東北文教大学学則と東北文教大学教授会運営規程を見直し、東北文教大学教授会運営規程に関しては、東北文教大学教授会規程に改め、整理改善した。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

【資料4-1-1】東北文教大学学則

【資料4-1-2】東北文教大学教授会規程

【資料4-1-3】東北文教大学教授会議事録抜粋(令和6年6月20日)

【資料4-1-4】理事会議事録謄本(令和6年7月29日)

東北文教大学

改善報告書

令和6年7月31日

1. 大学名：東北文教大学

2. 認証評価実施年度：令和5年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学校教育法施行規則第26条第5項が規定する学生の退学、停学及び訓告の処分手続きについて、学長が定めていないため、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

この度の指摘を受け、東北文教大学学生懲戒規程を策定した。東北文教大学学生懲戒規程においては、学生の退学、停学及び訓告の処分手続きについて、学長が定める内容とした。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

【資料4-1-5】東北文教大学学生懲戒規程

【資料4-1-6】東北文教大学教授会議事録抜粋(令和6年2月15日)

改善報告書

令和6年7月31日

1. 大学名：東北文教大学

2. 認証評価実施年度：令和5年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

基準項目：5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

○監事の監査報告書について、理事会又は評議員会において審議・決定していることは、監事監査の趣旨に照らして適切ではないため、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェックについて

「改善を要する点」の指摘を踏まえ、令和5年度の監査報告書については、令和6年5月28日開催の理事会及び評議員会において、「令和5年度事業報告、決算報告及び監査報告」と独立した議題として設定し、理事長が理事会で報告された監査報告を評議員会で報告し、意見を求めるようにした。以上のように、令和6年度からは寄附行為に定める評議員会への諮問事項、協議事項及び報告事項について改めて確認するとともに、私立学校法及び寄附行為を遵守した運営を行っている。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェックについての資料

【資料 5-3-1】理事会議事録謄本(令和6年5月28日)

【資料 5-3-2】評議員会議事録謄本(令和6年5月28日)